

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 4 日（金）第3022号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

- | 告 示 | | |
|-----------------------------|------------|---|
| ○鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る指針案の縦覧 | （自然保護課取扱い） | 1 |
| ○鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る公聴会の開催公告 | （自然保護課取扱い） | 2 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 7 5 2 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号で指定した伊集院城山鳥獣保護区の変更（区域の拡張）をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 4 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

- 鳥獣保護区の名称
伊集院城山鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
日置市伊集院町荒瀬地内における日置市道徳重線と県道鹿児島東市来線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と日置市道坂元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と旧南薩鉄道鉄道敷地跡との交点方向へ進み同点に至り、同点から同鉄道敷地跡を同鉄道敷地跡と日置市道徳重線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）
- 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地
 - 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）の目的
伊集院城山鳥獣保護区は、日置市伊集院地域市街地のほぼ中央部に残された標高142メートルの丘陵の一部に位置し、当該市街地より徒歩で約10分の近距離に位置する都市公園の周囲を区域としている。現在の区域は公園敷地周辺の山中を境界としており、一般に分かりにくいものとなっているため、当該鳥獣保護区の区域を拡張し、丘陵地帯周辺の道路を境界とすることで、区域を明確にし、鳥獣の良好な生息地の保護に努めるものである。
- 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所
 - 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - 鹿児島県鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課（鹿児島市小川町3番56号）
- 縦覧期間
平成26年 7 月 4 日から同月17日まで（2週間）
- 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

変更（区域の拡張）をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課

公 告

鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の変更（区域の拡張）についての公聴会を次のとおり開催する。

平成26年7月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 日時

平成26年7月28日（月）午前10時から

2 場所

鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎第一会議室（日置市伊集院町下谷口1960番地1）

3 案件

伊集院城山鳥獣保護区（区域 日置市の一部，期間 10年間）の変更（区域の拡張）について